令和３年１０月１日

　入札参加者各位

　　　安城市長　神谷　学

　　　安城市工事請負契約約款の改正について（通知）

　このことについて、安城市工事請負契約約款を改正しますので、ご留意ください。

記

１．施行予定日

　令和３年１０月１日から施行します。

２．改正の概要

（１）下請負届の提出を必須としていましたが、発注者が不要であると判断した場合は、下請負届の提出をしなくてもよいものとします。

（２）健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定による届出が必要である事業者が届出をしていない場合、当該事業者と直接契約する下請契約の相手方とすることを原則として不可とします（適用除外である事業者は該当しません）。

３．その他

　　今回の改正においては、下請契約の相手方は直接契約する事業者（一次下請のみ）に限定していますが、今後下請契約の相手方全体に拡大する予定です。

担当　契約検査課契約係

電話　０５６６－７１－２２１１

　　　　　　　　　　　　　内線　２０５３、２０５４